

町県民税の課税条件

町県民税の課税について「どういう条件で」「どこの自治体から課税されるのか」といったお問い合わせについてお答えします。

☎ 税務課 税務係 ☎ 0967-62-1123

1. 町県民税の納税義務者

町県民税は、その年の1月1日時点で住所がある自治体で、前年の1月1日から12月31日までの給与や年金、事業などの所得に対して課税されます。

課税する種類は2つあり、均等割と所得割がありますが、均等割が課税される人には国税の森林環境税(1,000円)と県税の「水とみどりの森づくり税(500円)」もあわせて課税されます。

非課税になるとき

次のような場合は町県民税の均等割や所得割は非課税になります。

均等割が非課税になる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の合計所得金額が次の額以下の人 1. 同一生計配偶者および扶養親族がいない人 380,000円 2. 同一生計配偶者および扶養親族がいる人 $280,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) + 168,000円 + 100,000円$
所得割が非課税になる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の総所得金額が次の額以下の人 1. 同一生計配偶者および扶養親族がいない人 450,000円 2. 同一生計配偶者および扶養親族がいる人 $350,000円 \times (同一生計配偶者 + 扶養親族 + 本人) + 320,000円 + 100,000円$
均等割と所得割が両方とも非課税になる人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法の規定により生活扶助を受けている人 ●障害者、未成年者、寡婦またはひとり親にあたる人で前年の合計所得金額が1,350,000円以下

町税の手続きはお済みですか

☎ 税務課 税務係・地籍調査係 ☎ 0967-62-1123

償却資産の申告

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に区分されます。

土地や家屋には登記制度があり、課税対象を把握することができますが、償却資産には登記制度がないため、所有者による毎年の申告が法律により義務付けられています。

1月1日時点で償却資産を所有している人は、法人・個人事業主にかかわらず、確定申告とは別に申告書を提出してください。

●申告期限 令和7年1月31日(金)

※今まで申告したことがある人には12月中に申告書を送付していますが、町内で新しく事業を始めた場合など、必要な人には申告書を送付しますのでご連絡ください。

業種	償却資産の例
各種共通	パソコン、複合機、ルームエアコン、応接セット、看板、太陽光発電設備など
農業・畜産業	ビニルハウス、保冷库、農機具、農耕作業車(大型特殊自動車)など
不動産賃貸業	駐車場舗装、外構工事、屋外給排水工事、屋外電気設備工事、街灯、植栽など
飲食業	レジスター、冷凍冷蔵庫、厨房設備、テナント改装費など

※軽自動車税の対象となるものは償却資産の課税対象ではありません。

相続の手続き

納税義務者がお亡くなりになったときは、「相続人代表者指定届出書」の提出が必要です。

「相続人代表者指定届」とは町税に関する通知と還付に関する書類を受領する相続人の代表者を指定するものです。

この届出で相続が確定するものではありません。

※固定資産や軽自動車などの所有権を相続した時や処分した時は、右記の場所で手続きをしてください。

相続するもの	手続場所	問い合わせ先
固定資産(土地・家屋)	【高森町の土地・家屋の場合】熊本地方務局阿蘇大津支局	096-293-2272
未登記家屋、小型特殊自動車、ミニカー、125cc以下の二輪	税務課	0967-62-1123
軽自動車(四輪)	軽自動車検査協会熊本事務所	050-3816-1758
125ccを超える二輪	熊本運輸支局	050-5540-2086

税金の支払いはお済みですか ～納期限内に納付しましょう～

☎ 税務課 収納係 ☎ 0967-62-1123

納期限を過ぎても支払いがない人には、督促状や納税催告状を送付しています。支払いのご確認をお願いします。

●税金って何に使われているの？

福祉や教育・道路整備をはじめ、安心して健康的な生活・環境を維持するために使われます。

●税金を払わないとどうなるの？

税の滞納は、町の財政を圧迫し住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。安定したサービスを提供するために、納期限内に納付をお願いします。

また、納期限までに納税されている皆さんとの公平性を保つために、納期限を過ぎると延滞金の加算や財産調査、差押えなどの滞納処分が行われます。

●納付できないときはどうしたらいいの？

早めにご相談ください。納税の猶予など受けられる制度をご案内します。

滞納処分までの流れ

